

6. 山地・高原地域

A 配置 (1)

風景づくりの基準

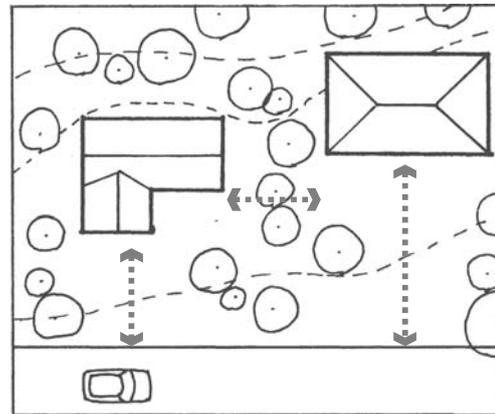
- ① 道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努めること。大規模行為にあっては既存樹林を残置できるように道路から10メートル以上後退するように努めること。
- ② 建築物の周囲は、積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。
- ③ 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。

解説

前面の道路や隣り合う敷地から一定の距離を保ち、既存樹木を活かしたり、新たな緑化などにより山あいの豊かな自然環境との調和を図ります。

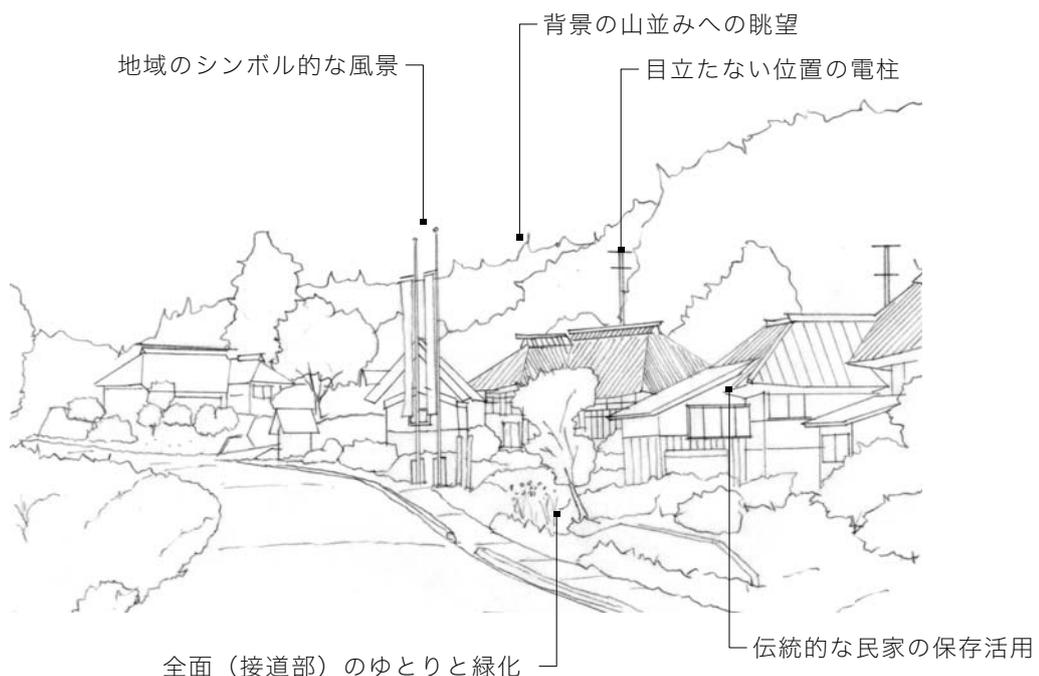
特に、通りから見える風景は、道路から建物の前面へ移行する半公共的な空間が大きく関係します。道路際にできるだけガレージや建物を配置せず、前庭が取れるように配置します。ただし、敷地内に歴史的資源やシンボルとなる樹木がある場合は、通りから資源が見えるように配慮します。

●ゆとりある配置



道路や隣接地との間にゆとりを設ける

●伝統的な集落の家並み



A 配置 (2)

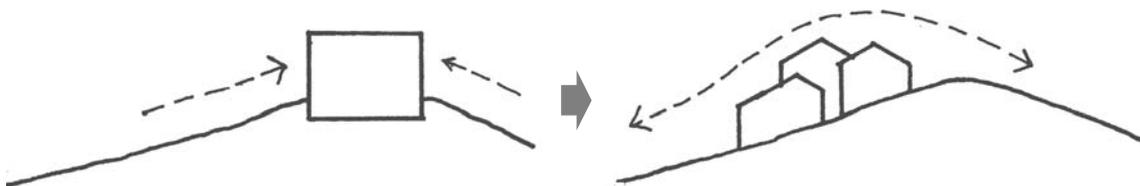
風景づくりの基準

- ④ 地形の高低差がある場合はそれを生かして周辺の山地・高原の風景と調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
- ⑤ 電柱、鉄塔類は樹林内等のできるだけ目立たない位置に設置すること。

解説

建物の配置は、どれだけ自然環境に注意を払っているかで風景に影響を与えます。今ある樹木や水の流れを利用して建物を配置する、自然地形に逆らわず土地を活用する、山並みやランドマークとなる建造物への眺望をさえぎらないなど注意を払うことによって、自然の中に見え隠れする良好な風景がつくれます。電柱（電線も含む）や鉄塔類については、できるだけ敷地の奥や通りから見えにくい場所に設置するようにします。

●自然地形に調和する建物



自然環境を無視した印象を与える配置

土地の起伏に合わせた配置

●通信等施設の配慮



携帯電話などの中継基地となる電波塔は、広範囲での通話エリアを確保するために見晴らしの良いりょう線上に設置される場合があります。利便性の向上と風景づくりが相反する場合がありますため、事業者は飯山市と相談しながら風景に配慮した設置位置や外観を考慮する必要があります。

B 規模

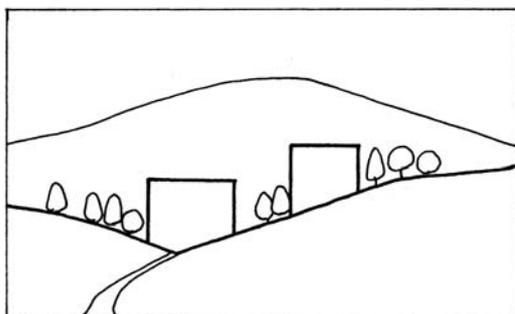
風景づくりの基準

- ① 周囲の基調となる樹林やりょう線から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。
- ② 建築物の高さは低層を基本とし、中層とする場合は、周辺の樹林の高さ以内となるように努めること。

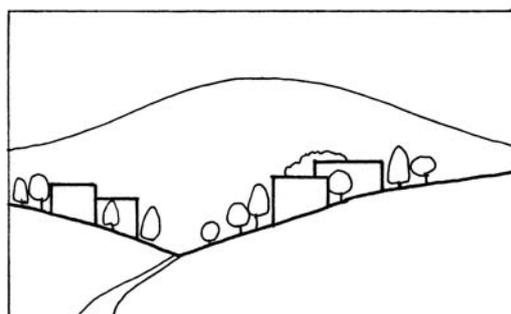
解説

背景となっている山並みのりょう線や緑、見下ろす千曲川や田園風景、遠くに見えるシンボリックな山並みの眺望を遮らないように建築物や工作物の規模に配慮します。建築物の高さは、低層を基本とし、中層以上にする場合は、周辺の樹木の高さを超えないようにして豊かな自然環境との調和を図ります。

●突出した印象を与えない建物



単純に規模の大きな建物は、周囲の山並み風景などをさえぎる



周囲の樹林やりょう線と調和するように高さや規模に配慮する



りょう線に見えるようになる建築物は、高さを抑えたり、屋根の掛け方に工夫を施す



斑尾山から望む斑尾高原の良好な風景をつくるため、建築物等の規模の配慮が重要

C 意匠・形態 (1)

風景づくりの基準

- ① 一般住宅は、地域の伝統的な形態・意匠等の活用にできるだけ努め、周囲の山地・高原の風景との調和に努めること。
- ② 宿泊施設等の建築物は、豊かな自然に囲まれた安らぎを感じさせる意匠・形態に努めること。
- ③ 屋根の形状はこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。

解説

一般住宅は、寄棟屋根や切妻屋根などこう配屋根を基本とし、周囲の伝統的な民家などに用いられている意匠や形態を積極的に取り入れます。高原・リゾート地の宿泊施設等も同じように屋根はこう配屋根とし、周囲の自然環境に馴染むように壁面を分節化や陰影のできるような意匠・形態を考えます。特に斜面に建つ建物の場合、壁面が大きく見えがちになることから、屋根と壁面の意匠的な工夫をします。

●山地・高原地域の意匠・形態モデル

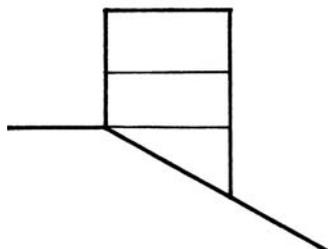


板張りなどで自然と調和する宿泊施設

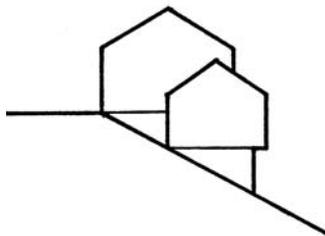


民家の意匠を継承（古民家の再生例）

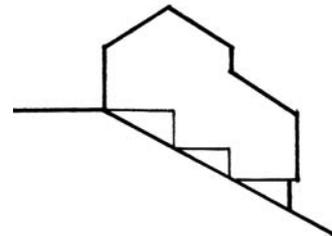
●急傾斜地での形態



△壁面が大きく見える



○斜面に馴染む形態



○斜面に馴染む形態

C 意匠・形態 (2)

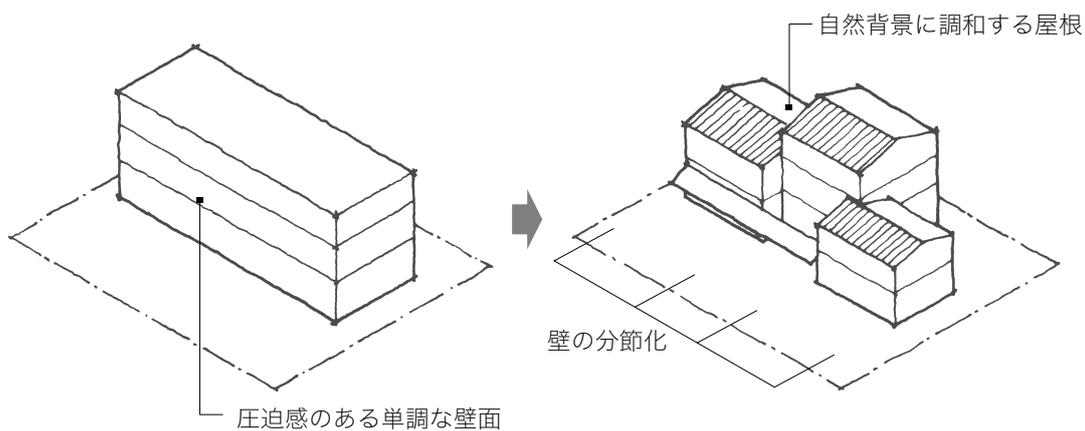
風景づくりの基準

- ④ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないように、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。
- ⑤ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。

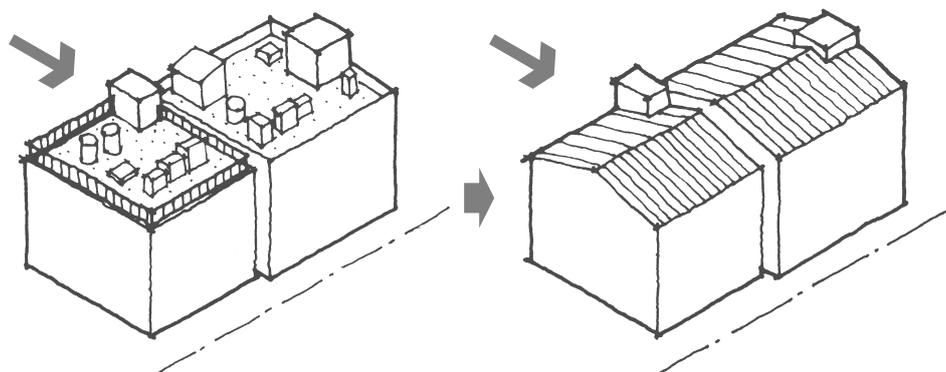
解説

建築物の規模が少しでも大きくなると、自然環境との調和が難しくなります。規模が大きい建築物は、圧迫感を与える大きな壁面とならないようファサードに凹凸をつけたり、壁面、屋根、開口部等の意匠の工夫で分節化を図り周辺環境との調和を図ります。

● 圧迫感や威圧感を与えない壁面の配慮



● 上から見下ろす風景への配慮



C 意匠・形態 (3)

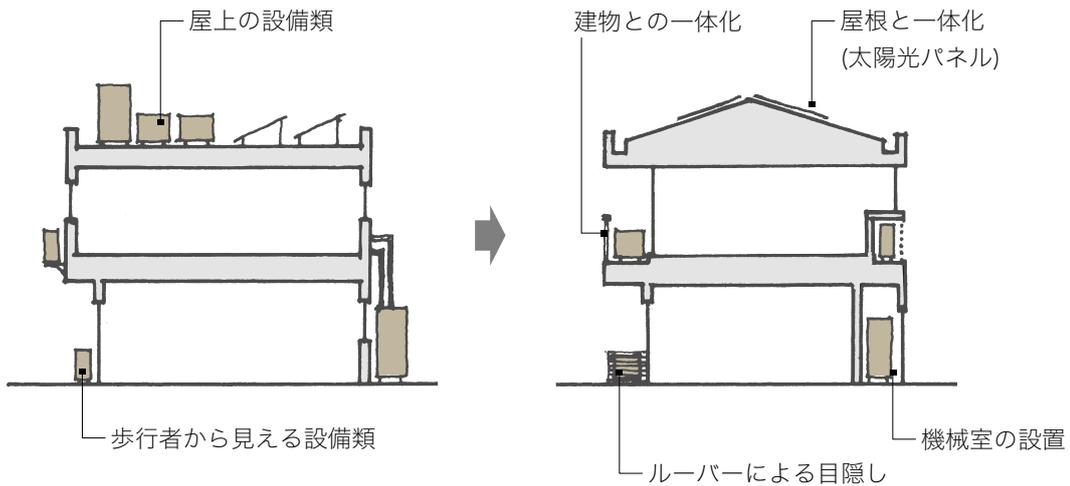
風景づくりの基準

- ⑥ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

解説

空調機の室外機や給湯機、パイプ類などは、外部から直接見るとあまり心地の良いものではありません。歩行者から見える場所や上から見下ろせる屋根の上などは、建築物の外観意匠と調和するよう目隠しを行う、建物との一体化や内部設置などの工夫を考えます。屋外階段、ベランダも同様に建築物の外観意匠と調和するようデザインを考えます。

●設備機器に対する配慮



配慮事例



◆室外機などの設備機器の修景

D 材料

風景づくりの基準

- ① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木がみえるような素材使いに努めること。
- ② 反射光のある素材を極力用いないように努めること。

解説

歴史、文化、ふるさとも感じる飯山の建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁、石材、金属等の自然素材を中心として構成されています。高原・リゾート地は、できるだけ木が感じられる素材を使用した意匠形態にし、周辺の自然環境と調和するようにします。また、ミラーガラスや鏡面仕上げの金属など反射光のある素材はできるだけ使わないようにします。

●外壁塗材の例

砂壁・土壁状等の細やかな質感があるものを推奨



じゅらく調



校倉調

●外壁板張りの例

上：南京下見板、下：目板張り



●外壁パネルの例

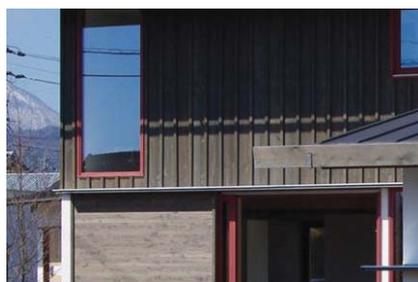
水平線が陰影をつくる素材感があるものを推奨



くしなみ調



石積み調



●屋根材の例

屋根材は、積雪を考慮して金属板（銅板）の平葺き、横葺き、立はぜ葺きで葺かれたものを推奨



横葺き



立はぜ葺き

豪雪地である飯山の屋根材は、金属板などに限定されてしまいます。金属板は色が豊富にありますが、街並み景観を配慮した選択が必要です。

E 色彩 (1)

風景づくりの基準

- ① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。
- ② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。
- ③ 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。

解説

山地・高原地域の豊かな自然環境に調和する建築物は、主に木材、漆喰、土塗壁などの自然素材が持つ色彩を基本とします。外壁は、落ち着いた彩度（鮮やかさ）の低い色を使います。屋根の色は、濃い目で重厚感があり、光沢のない茶色・黒・灰色を使い、周辺の自然に馴染まない彩度の高い青色系などは使わないようにします。

●外壁と屋根の基調色の例



●おすすめカラーイメージ



●マンセル表示系による指標

色相	彩度の指標	ベースカラーの推奨	明度
R系	3以下		
Y R系	4以下	3以下	
Y系	4以下	3以下	
その他	2以下		

E 色彩 (2)

風景づくりの基準

- ④ 照明を行う場合は、安全性の確保等に必要な最小限度にとどめ、かつ設置場所の自然環境や周辺環境に留意すること。
- ⑤ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

解説

店舗を設ける場合、店先の照明は、雰囲気を作りだす色温度の設定と明暗のバランスが大切です。電球色のような温かみのある光源を用い、夜間の風景の演出に努めます。点滅式照明、回転灯や照射する光が動くもの（電光掲示など含む）については、刺激的で強い光を放ち、周囲の山地・高原の風景に支障をきたすため使用を避けます。

●光色と演色性

光色

ランプの光の色には、青みがかったものや黄みがかったものがあります。これをランプの光色と言います。まち並み風景には、蛍光灯の白色よりも、おもてなしの雰囲気をつくることのできる温かな電球色の方が適しています。

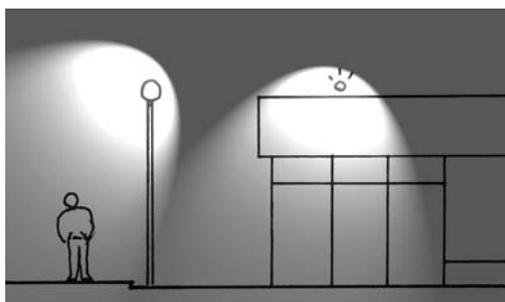


演色性

一般に、物体の色は、異なった組成の光で照明すると違った色に見えます。物体の色の見え方に及ぼす光源の性質を演色性と言います。この演色性によりまちや商品の見え方の良否に関わることから、ランプを選択する際に重要な要素となります。

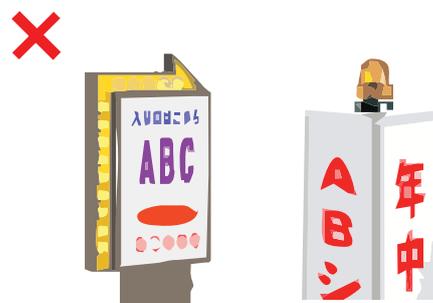


●沿道への照明の配慮



歩行者やドライバー、農地に直接眩しい光を当てないように光源の向き、遮光に配慮する。

●回転等や点滅、動光、着色光は控える



F 緑化

風景づくりの基準

- ① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。
- ② 建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化し、圧迫感・威圧感の軽減に努めること。
- ③ 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
- ④ 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等の景観と調和させるとともに、周辺に自生する樹種の活用に努めること。
- ⑤ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の風景に配慮すること。
- ⑥ 敷地境界には塀等の遮へい物はできるだけ設けないこと。やむを得ず設ける場合は、生垣とするように努めること。

解説

山地・高原地域は、周囲を森に囲まれた自然豊かな地域であり、この自然環境と建物や工作物が一体となるように、既に敷地内にある樹木は出来るだけ保存し、新たな樹木を植える場合は、雪に強く風土にあった樹種を選び緑化します。特に、敷地周りや駐車場周りは、人工的な塀などの設置をできるだけ避け、周囲の自然環境とが連続して見えるようにします。高原・リゾート地は、花づくり活動をさらに進めイメージアップにつなげます。

配慮事例



ハンギングバスケットの例（愛宕町）



沿道にうるおいを与えてくれる花づくり活動



高原・リゾート地の花壇例



敷地内の緑化

